

西宮市男女共同参画センター印刷機取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市男女共同参画センター（以下「センター」という。）における印刷機の使用について必要な事項を定める。

(利用の申込)

第2条 印刷機の使用を希望するものは、印刷機利用申込書（原符）に必要事項を記入し、印刷原稿を提示した上で、男女共同参画推進課長の許可を得なければならない。

2 前項の許可は、センター、中央公民館、プレラホール利用者および地域団体が、その学習等に必要な資料を印刷する場合に限り行うことができる

(利用可能時間)

第3条 印刷機の利用可能時間は、9時～17時とする。但し、土曜日12時～13時及び休日・祝日を除く。

(複写料)

第4条 印刷機の複写料は次のとおりとする。

種類	単位	複写料	備考
印刷機	製版1回につき	100円	印刷枚数が50枚を超える場合は、その超える50枚までごとに100円を加算する。

備考 印刷機による印刷は、使用者が自ら持ち込んだ印刷用紙により行うものとする。

付則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
この要綱は令和5年4月1日から施行する。
この要綱は令和6年11月1日から施行する。